

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興
のための財政支援の継続と財源の確保等を求
める要望書

平成26年7月10日

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

福島県知事 佐 藤 雄 平

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興のための財政支援の継続と財源の確保等を求める要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年余りが経過しましたが、被災地では、今もなお、多くの方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれております。

国におかれましては、震災からの復旧・復興事業に対し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定等による国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大に加え、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設、各種基金の積み増しのための交付金の増額、集中復興期間の財源フレームの引上げなど、特例的な財政支援を講じていただき大変感謝しております。

現在、被災自治体では、それらの支援策を最大限活用し、復旧・復興に全力で取り組んでおりますが、被災地における復興まちづくりや住まいの再建をはじめ事業が膨大かつ長期にわたることなどから、復旧・復興の達成には、国の特例的な財政支援が引き続き必要であります。

つきましては、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を引き続き我が国の最優先の課題とし、平成27年度までとされている集中復興期間を延長し、今後とも、国費による充実した支援と地方負担への手当てを含む復興財源を確保するとともに、新たな課題や行政需要に対応するため、現行制度をより弾力的に運用するよう、次の事項について、青森県、岩手県、宮城県、福島県合同で要望します。

1 集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続

平成27年度までとされている集中復興期間について被災地の復旧・復興が完了するまで延長し、特例的な財政支援についても延長される集中復興期間に合わせて継続するよう求めます。また、大規模な社会資本の復旧・復興には複数年にわたる予算措置が必要なものもあるため、来年度の予算編成に支障を来たさないよう特例的な財政支援の継続の方針の早期の明示を求めます。さらに、その財源については、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置が確実に講じられるよう求めます。

2 復興交付金の制度継続と柔軟な運用

東日本大震災復興交付金については、復興事業が完了するまでの間、制度を継続するとともに、被災自治体の意見を踏まえ、基幹事業の拡充や弾力的な運用、効果促進事業の被災自治体における自主的・主体的な活用ができるよう要件緩和を求めます。

3 取崩し型復興基金の追加交付

取崩し型復興基金は、今後具体化が進む被災地のまちづくりの進捗に応じて地域経済の振興に向けた事業等に活用できるよう、追加交付を求めます。

4 国が行う復旧・復興事業の整備促進と全面的な財政支援の継続

被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確実に確保し、より一層の整備促進を図るよう求めます。また、復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き震災復興特別交付税による全面的な財政支援を講じるよう求めます。